

(かすみがうら市議会議員の政治倫理条例 令和5年3月31日条例第3号)

「(審査会)第5条6条、

(調査請求権)第7条8条第9条」の改正

改正

「審査会に『、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者』を加える。』とし、
審査会について、市長等の政治倫理条例との整合性を図る」
「議員は議員定数の3分の1以上の者の連署(2以上の異なる会派で構成)」を加える。

条例改正(案)

第7条

「市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以上の連署、**議員は議員定数の3分の1以上の者の連署(2以上の異なる会派で構成)**とともに、文書で議長に調査を請求することができる。」

2 前項の規定により調査の請求があったときは、議長は、調査請求書及び添付資料の写しを直ちに市長に送付し、市長は、調査請求書及び添付資料の写しを速やかに[かすみがうら市長等の政治倫理に関する条例\(令和5年6月30日条例第19号\)](#)に規定するかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に提出し、調査を求めなければならない。

3 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しななければならない。

- 4 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。
- 5 議長は、[第3項](#)の報告書を議会報等で速やかに公表しなければならない。

※ かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の5条6条7条8条9条は削除

(かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の赤字下線部分)

○かすみがうら市議会議員の政治倫理条例

令和5年3月31日条例第3号

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。

2 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 第3条第1項第6号に規定する工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼
- (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- (4) その他飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為

(政治倫理基準)

第3条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

- (3) 政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。議員の後援団体についても、同様とする。
- (4) 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (7) 市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 前項第4号から第8号までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。

3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に規定するかすみがうら市議会議員政治倫理審査会に出席し、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 議員の配偶者若しくは1親等の親族若しくは同居の親族若しくは議員等(以下「本人等」という。)が役員をしている企業又は実質的に経営に携わる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約(1件の契約額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1号別表第5に掲げる額を超えない契約を除く。)への応募を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき又は工事等の契約を辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本人等が資本金その他これらに準ずるものの2分の1を超えて出資している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その出資金の合計を基準とする。
- (2) 本人等が年額300万円を超える報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その報酬の合計を基準とする。
- (3) 本人等が経営方針に明らかに関与している企業

3 前2項に該当する場合において、議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出するものとする。

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。

(議会議員政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会にかすみがうら市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。

- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 5 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。
- 6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)につき、第3条及び第4条の規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 6 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。
- 7 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。
- 8 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(市民の調査請求権)

第7条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。

- 2 議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。

(議長の調査依頼権)

第8条 議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるとときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。

(審査会の調査)

第9条 審査会は、第7条第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10 日以内に請求者に文書で回答しなければならない。

(議員の協力義務)

第 10 条 議員は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。

(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)

第 11 条 議長は、当該議員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 197 条から第 197 条の4まで及び第 198 条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。

2 市民は、前項の説明会において、議員に質問することができる。

3 市民は、第1項の説明会が開催されないときは、法第 18 条に定める選挙権を有する市民 500 分の1以上の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の請求は、第1審有罪判決の宣告の日から 30 日を経過した日以後 20 日以内に議長を通じて行うものとする。

(違反措置等)

第 12 条 議長は、議員が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を議会報等で公表するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に議員の職にある者に対する第4条の規定の適用については、同条第4項中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第 11 条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。

〇かすみがうら市議会議員の政治倫理条例施行規則

令和5年3月 31 日議会規則第1号

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例(令和5年かすみがうら市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 [条例第4条第3項](#)に規定する辞退届は、[様式第1号](#)によるものとする。

(市民の調査請求権)

第3条 [条例第7条第1項](#)の規定による調査請求は、調査請求書([様式第2号](#))に調査請求署名簿([様式第3号](#))を添付して行うものとする。

2 前項の請求は、議員の任期中に行わなければならない。

(審査会の調査)

第4条 [条例第9条第1項](#)に規定する調査結果報告書は、[様式第4号](#)によるものとする。

2 [条例第9条第2項](#)に規定する議長の回答は、[様式第5号](#)によるものとする。

(説明会の開催)

第5条 [条例第11条第3項](#)に規定する説明会の開催請求は、[様式第6号](#)に説明会開催請求署名簿([様式第7号](#))を添付して行うものとする。

2 議長は、説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を開催の7日前までに告示するとともに、広報に努めなければならない。

3 議員は、説明会に際し、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

4 議員は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、議長にその前日までに弁明書を提出するものとする。

5 議長は、前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、全体の奉仕者として[条例第3条第1項第4号から第8号まで](#)に規定する事項について依頼を受けないものとし、依頼があったときは、上司に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

〇かすみがうら市長等の政治倫理条例

令和5年6月30日条例第19号

かすみがうら市長等の政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長、教育長及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に規定する特別職の職員(以下「市長等」という。)が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。

2 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、市長等に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 第3条第1項第6号に規定する工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼
- (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- (4) その他飲食の供与等社会通念上疑念をもたれるおそれのある行為

(政治倫理基準)

第3条 市長等は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。市長の後援団体についても、同様とする。
- (4) 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (7) 特定の新聞、雑誌若しくは機関誌の購読又はパーティー券の購入を強要しないこと。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 前項第4号から第8号までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。

3 市長等は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に規定する政治倫理審査会に出席し、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 市長等の配偶者若しくは2親等以内の親族若しくは同居の親族若しくは市長等(以下「本人等」という。)が役員をしている企業又は実質的に経営に携わる企業は、法第142条の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約(1件の契約額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1号別表第5に掲げる額を超えない契約を除く。)への応募を辞退しなければならない。ただし、災

害等で緊急を要するとき又は工事等の契約を辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 本人等が資本金その他これらに準ずるものの3分の1を超えて出資している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その出資金の合計を基準とする。

(2) 本人等が年額 300 万円を超える報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その報酬の合計を基準とする。

(3) 本人等が経営方針に明らかに関与している企業

3 前2項に該当する場合において、市長等は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

4 前項の辞退届は、市長等の任期開始の日から 30 日以内に、市長に提出するものとする。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、法第 138 条の4第3項の規定によりかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市長及び市民から市長等の政治倫理基準及び遵守事項(前条で規定する遵守事項をいう。以下同じ。)の違反に関する調査請求があったときは、当該市長等に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。

3 審査会の委員は、5人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び法第 18 条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

4 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了したときは、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

6 審査会の委員は、何人に対しても職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

8 審査会の調査記録については、その写しを原則として所定の場所で閲覧することができる。ただし、審査会で非公開とした文書については、この限りでない。

(市民の調査請求権)

第6条 市民は、市長等が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第 18 条に定める選挙権を有する市民の 500 分の1以上の連署とともに、文書で市長に調査を請求することができる。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、10 日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。

(市の工事等の契約に関する遵守事項の違反行為に関する措置)

第7条 市長は、市長等が遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。

(審査会の調査)

第8条 審査会は、第6条第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。

(市長等の協力義務)

第9条 市長等は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。

(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)

第10条 市長等は、当該市長等が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、市民に対する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 市民は、説明会において、市長等に質問することができる。

3 市民は、説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する市民の500分の1以上の連署をもって、市長に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の請求は、第1審有罪判決の宣告の日から30日を経過した日以後20日以内に市長を通じて行うものとする。

(違反措置等)

第11条 市長は、市長等が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を市報等で公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に市長等の職にある者に対する第4条の規定の適用については、同条第4項中「市長等の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第10条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた市長等について適用する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 [かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例\(平成17年かすみがうら市条例第43号\)](#)の一部を次のように改正する。[次のよう]略

〇かすみがうら市長等の政治倫理条例施行規則

令和5年6月30日規則第28号

かすみがうら市長等の政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市長等の政治倫理条例(令和5年かすみがうら市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 条例第5条に規定する審査会の組織及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 審査会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- (3) 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員定数の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員の除斥については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第117条の規定を準用する。
- 5 その他審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(辞退届)

第4条 条例第4条第3項に規定する辞退届は、様式第1号によるものとする。

(市民の調査請求権)

第5条 条例第6条第1項の選挙権を有する市民とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数とする。

- 2 前項の選挙人名簿は、かすみがうら市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が調査請求のあった日の直近において調製したものをいう。
- 3 条例第6条第1項の規定による調査請求は、調査請求書(様式第2号)に調査請求署名簿(様式第3号)を添付して行うものとする。
- 4 前項の請求は、市長等の任期中に行わなければならない。

(審査会の調査)

第6条 条例第8条第1項に規定する調査結果報告書は、様式第4号によるものとする。

- 2 条例第8条第2項に規定する市長の回答は、様式第5号によるものとする。

(説明会の開催)

第7条 [条例第10条第3項](#)の選挙権を有する市民とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数とする。

2 前項の選挙人名簿は、選挙管理委員会が調査請求のあった日の直近において調製したものをいう。

3 [条例第10条第3項](#)に規定する説明会の開催請求は、[様式第6号](#)に説明会開催請求署名簿([様式第7号](#))を添付して行うものとする。

4 市長は、説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を開催の7日前までに告示するとともに、広報に努めなければならない。

5 市長等は、説明会に際し、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

6 市長等は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、市長にその前日までに弁明書を提出するものとする。

7 市長は、前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、全体の奉仕者として[条例第3条第1項第4号から第7号まで](#)に規定する事項について依頼を受けないものとし、依頼があったときは、上司に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料

○神栖市市長等の政治倫理に関する条例

令和3年3月22日
神栖市条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手である市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)が自ら厳しい倫理意識及び高潔な品位に基づき行動することにより市政に対する市民の信託に応え、あわせて市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに、清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として市政に参加し、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等は、市政に関わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品その他の財産上の利益を授受しないこと。

(3) 政治活動に関して、企業、団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。後援団体(政党及び政治団体を除く。)についても同様とする。

(4) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。

(5) 市営施設等に入居し、又は入所することに関して推薦又は紹介をしないこと。

(6) 市(市が設立した公社等及び市が資本金、準備金その他これらに準ずるものを出資している法人を含む。)が行う請負契約(下請負を含む。)、業務委託及び一般物品納入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。

(7) その地位を利用して、市職員(臨時職員及び嘱託職員を含む。以下同じ。)の公正な職務の遂行を妨げ、その職務を不正に行使するよう働きかけないこと。

(8) 市職員の採用、昇格又は異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(9) 市が行う許可、認可その他の処分(不利益処分を含む。)に関し、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

2 [前項第6号](#)から[第9号](#)までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第284条第1項に規定する組合についても適用する。

3 市長等は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(人権侵害のおそれのある行為の禁止)

第4条 市長等は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制又は圧力をかける行為をしてはならない。

2 市長等は、人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為をしてはならない。

(契約等の辞退)

第5条 市長等の配偶者若しくは2親等内の親族若しくは同居の親族若しくは市長等本人が役員をしている企業又は市長等が実質的に経営に携わる企業は、法第142条及び第166条の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約(下請負を含む。)、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

2 [前項](#)の「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市長等が資本金その他これらに準ずるものの10分の1以上を出資している企業

- (2) 市長等が年額 60 万円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業
- (3) 市長等が経営方針又は主要な取引に参与している企業
- 3 [第1項](#)に該当する場合においては、市長等は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって辞退届を提出しなければならない。ただし、災害等で急を要するときは、この限りでない。
- 4 市長は、辞退届を市長等の任期開始の日から 30 日以内に作成しなければならない。
- 5 副市長及び教育長は、その職の任期開始の日から 30 日以内に辞退届を作成し、市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

(指定管理者の指定の禁止)

第 6 条 [前条第1項](#)に規定する企業又は市長等(その配偶者及び 2 親等内の親族を含む。)が役員をしている団体(市が設立した公社等及び市が資本金、準備金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。以下「関係企業等」という。)は、法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者になることができない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(関係企業等報告書の提出)

- 第 7 条 市長等は、関係企業等がある場合は、その企業等の名称、所在地及び代表者並びに当該企業等における役職又は親族関係等の関連を記載した報告書を、その市長等の任期開始の日から 30 日以内(任期開始の日後にその事実が発生した場合にあっては、事実が発生した日から 30 日以内)に作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の規定により提出した関係企業等報告書の内容に変更がある場合は、その変更すべき理由が生じた日から 3 か月以内に変更に係る報告書を提出しなければならない。
 - 3 市長は、[前2項](#)の規定により提出された報告書を、その市長等の任期満了となる日の属する年度の末日まで保管しなければならない。

(市税等の納付状況の報告)

- 第 8 条 市長等は、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度の納付状況を記載した納付状況報告書に規則で定める証明書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法(昭和 25 年法律第 10 号)の規定により行われた選挙において当選した市長(当該選挙前に[前項](#)の規定による報告を行っている者を除く。)は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から 60 日以内に、納付状況報告書に証明書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 3 [第1項](#)に規定する納付状況報告書の提出期限後に新たに選任された副市長又は教育長([前項](#)の選挙前に副市長又は教育長として[第1項](#)の規定による報告を行っている者を除く。)は、選任された日から 60 日以内に、納付状況報告書に証明書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、[前3項](#)の規定により提出された納付状況報告書(証明書類を含む。)を、その市長等の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。
 - 5 市民は、[前項](#)の規定により保管されている納付状況報告書(証明書類を除く。)の閲覧を市長に請求することができる。

(政治倫理審査会)

第9条 政治倫理確立のため必要な調査及び審査を行うため、神栖市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて調査の対象となった市長等に意見陳述の機会を与え、調査及び審査を行い、その結果を報告すること。

(2) [前号](#)に定めるもののほか、政治倫理に関し、諮問に応じて調査及び審議を行い、報告すること。

3 審査会の委員は5人とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから委嘱する。

4 審査会の委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の委員は、任期が満了した場合においても後任の委員が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 [前各項](#)に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(市民の調査請求)

第10条 市民は、[第3条](#)から[第6条](#)までの規定に違反する事由がある場合は、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する者100人以上の連署とともに、市長に調査を請求することができる。

2 [前項](#)の規定により調査の請求があったときは、市長は、調査請求書及び添付資料の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、[前項](#)の規定により調査を求められた場合は、調査を求められた日から90日以内にその調査結果について報告書を作成し、市長に提出するものとする。

4 市長は、[前項](#)の規定による報告書の提出があったときは、その報告書の写しを請求者に送付しなければならない。

5 市長は、[第3項](#)の報告書を広報紙等で公表しなければならない。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第11条 市長等が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び[第198条](#)に定める罪その他の職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による起訴後、引き続きその職にとどまろうとする場合は、説明会を開催し、その理由を市民に説明しなければならない。

2 副市長又は教育長が職務関連犯罪による容疑で起訴された後、引き続きその職にとどまろうとする場合は、市長に説明会の開催を求めるとともに、その説明会に出席して、その理由を市民に説明しなければならない。

3 市民は、[前2項](#)の説明会が開催されない場合は、法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、その代表者により、市長等が起訴された日後50日までに、市長に説明会の開催を請求することができる。この場合においては、当該市長等は、その説明会に出席して、その職にとどまろうとする理由を市民に説明しなければならない。

(一審有罪判決後の説明会)

第12条 [前条](#)の規定は、市長等が一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。この場合において、[前条](#)中「起訴後」とあるのは「一審有罪判決後」と読み替えるものとする。ただし、開催請求の期間は、判決のあった日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(刑の確定後の措置)

第13条 市長等は、職務関連犯罪により有罪判決の宣告を受け、その判決が確定した場合は、公職選挙法第11条第1項の規定により失職するときを除き、市民全体の代表者としての品位及び名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、必要な措置をとるものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、[第12条](#)及び[第13条](#)の規定は、この条例の施行の日以後に起訴された市長等から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市長等である者の[第5条第4項](#)及び[第7条第1項](#)の規定の適用については、これらの規定中「任期開始の日」とあるのは「この条例の施行日」と読み替えるものとする。

(神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 [神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例\(昭和54年神栖町条例第3号\)](#)の一部を次のように改正する。

○神栖市議会議員政治倫理条例

令和3年3月22日

神栖市条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、その受託者たる市議会の議員(以下「議員」という。)は、市民全体の奉仕者としてその人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を保持しなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品その他の財産上の利益を授受しないこと。
- (3) 次に掲げる者が行う工事等の請負契約(下請負を含む。)、業務委託契約及び一般物品納入契約(第5条において「契約等」という。)及び指定管理者の指定に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

ア 市

イ 市が設立した公社等

ウ 市が資本金、準備金その他これらに準ずるものを出資している法人

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第284条第2項及び第3項に規定する地方公共団体の組合のうち、市が構成団体となっているもの

- (4) その地位を利用して、市職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関し、市長又は教育長に対して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 政治活動に関して、企業、団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
その後援団体(政党及び政治団体を除く。)も同様とする。
- (7) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。
- (8) 市営施設等に入居し、又は入所することに関して推薦又は紹介をしないこと。
- (9) 市が行う許可、認可その他の処分(不利益処分を含む。)に関し、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(人権侵害のおそれのある行為の禁止)

第4条 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制又は圧力をかける行為をしてはならない。人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為についても同様とする。

(契約等の辞退)

第5条 議員が経営をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族(血族である者、子の配偶者、孫の配偶者及び兄弟姉妹の配偶者に限る。)が経営する企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 [前項](#)に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
 - (2) 議員が年額120万円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない。)を収受している企業
 - (3) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業
- 3 [第1項](#)の規定に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって[同項](#)に規定する企業における契約等の辞退届を提出するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りではない。
- 4 [前項](#)の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出するものとする。
- 5 議長は、辞退届を受領したときは、その写しを市長に送付しなければならない。
- 6 議長は、辞退届の提出状況を議会報等で速やかに公表しなければならない。
- (指定管理者の指定の禁止)

第6条 [前条第1項](#)に規定する企業又は議員若しくはその配偶者若しくは2親等以内の親族(血族である者、子の配偶者、孫の配偶者及び兄弟姉妹の配偶者に限る。)が役員をしている団体(以下「関係企業等」という。)は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

(関係企業等報告書の提出)

- 第7条 議員は、関係企業等があるときは、その企業等の名称、所在地及び代表者並びに当該企業におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した関係企業等報告書を、任期開始の日から30日以内(任期開始の日後にその事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内)に作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の規定により提出した関係企業等報告書の内容に変更がある場合は、当該変更すべき理由が生じた日から3か月以内に、関係企業等変更報告書を議長に提出しなければならない。
 - 3 議長は、[前2項](#)の規定により提出された関係企業等報告書(関係企業等変更報告書を含む。以下同じ。)を、当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。
 - 4 市民は、議長に[前項](#)の規定により保管されている関係企業等報告書の閲覧を請求することができる。
- (市税等の納付状況の報告)

- 第8条 議員は、毎年6月1日から6月30日までに、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度の納付状況を記載した税等納付状況報告書(以下「納付状況報告書」という。)に議長が別に定める証明書類を添えて、議長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条又は第113条の規定により行われた選挙において当選した者(当該選挙前に議員として[前項](#)の規定による報告を行っているものを除く。)は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況報告書に[前項](#)の証明書類を添えて、議長に提出しなければならない。
 - 3 議長は、[前2項](#)の規定により提出された納付状況報告書を、当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。
 - 4 市民は、議長に[前項](#)の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を請求することができる。ただし、[第1項](#)及び[第2項](#)の証明書類は、閲覧の対象としない。

(市民の調査請求)

- 第9条** 市民は、**第3条**から**第6条**までの規定に違反する事由があるときは、これを証する資料を添えて、100人以上の連署をもって議長に調査を請求することができる。
- 2 **前項**の規定により調査の請求があったときは、議長は、調査請求書及び添付資料の写しを直ちに市長に送付し、市長は、調査請求書及び添付資料の写しを速やかに**神栖市市長等の政治倫理に関する条例(令和3年神栖市条例第18号)**に規定する神栖市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に提出し、調査を求めなければならない。
- 3 市長は、審査会から**前項**の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。
- 4 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。
- 5 議長は、**第3項**の報告書を議会報等で速やかに公表しなければならない。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

- 第10条** 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び**第198条**に定める罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定める罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。
- 2 市民は、**前項**の規定による説明会が開催されないときは、50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。
- 3 **前項**の開催請求は、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に、議長に対し行うものとする。

(一審有罪判決後の説明会)

- 第11条** **前条**の規定は、議員が一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。この場合において**前条**中「起訴後」とあるのは「一審有罪判決後」と読み替えるものとする。ただし、開催請求の期間は、判決のあった日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(刑の確定後の措置)

- 第12条** 議員は、職務関連犯罪により有罪判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の定めにより失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、必要な措置を取るものとする。

(委任)

- 第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に議員である者については、[第5条第4項](#)中「議員の任期開始の日」とあり、及び[第7条第1項](#)中「任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 3 [第6条第1項](#)の規定は、次の指定管理者の指定から適用する。
- 4 [第10条](#)から[第12条](#)までの規定は、この条例の施行の日以後に起訴され、又は有罪とする判決の宣告を受けた議員について適用する。

付 則(令和4年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に議員である者については、[第5条第4項](#)中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

以上

御殿場市

(審査の請求)

議員が政治倫理の基準に違反する疑いがあると認められるときは、その疑いがあることを証明する資料等を添え、以下の連署をもって、議長に対し、審査請求をすることができます。

- ・ 市民は有権者の総数の150分の1以上の者の連署
- ・ 議員は議員定数の8分の1以上の者の連署(2以上の異なる会派で構成)

(北茨城市政治倫理審査会の設置)

第4条 政治倫理に関する事項を審査するため、北茨城市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、[次条第2項](#)の規定により審査を求められたときは、[第3条第1項各号](#)に掲げる政治倫理基準に反する行為の存否について調査し、及び審査するものとする。
- 3 審査会は、当該審査の対象議員、請求者その他の関係者に対する会議への出席要請、事情聴取、資料の提出その他審査に必要な協力を求めることができる。この場合において、審査会から協力を求められた者はこれに従い、かつ、誠実に対応しなければならない。

- 4 審査会の委員(以下「委員」という。)は5人とし、地方自治の本旨に理解がある有識者及び市民(地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に規定する選挙権を有する者であつて、直近の市の選挙人名簿に登録されているものに限る。次条第1項において同じ。)のうちから、議長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から当該審査会の審査が終了するまでとする。
- 6 委員に欠員が生じた場合は、議長は速やかにこれを補充するものとする。この場合において、補充の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 7 審査会の会議は、公開で行うことを原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 9 委員は、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 10 委員の受ける報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

職名	報酬区分	報酬額	旅費額
政治倫理審査会委員	日額	5,200円	副市長相当額

(令4条例14・全改)

(市民の審査請求権等)

第5条 市民は、議員に第3条第1項各号に掲げる政治倫理基準に反する疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市民の100分の1以上の署名をもって議長に審査を請求することができる。

鹿島市

(市民の審査請求権)

第6条 市民(地方自治法第18条に規定する本市に選挙権を有する者をいう。ただし、議員は除く。)は、議員に次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、議長に審査を請求することができる。

(1) 第3条に規定する政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)

(2) 第4条に規定する市との契約に対する遵守事項(以下「市との契約に対する遵守事項」という。)

2 前項の規定による審査の請求をしようとする者は、議員の選挙権を有する市民の100分の1以上の連署と、議員を疑うに足る証拠資料を添付した審査請求書を議長に提出しなければならない。

3 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた直近の選挙において、選挙人名簿に登録された者とする。

4 審査請求は、政治倫理基準及び市との契約に対する遵守事項の違反があった日から1年を経過したときは、行うことができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときはこの限りではない。

(審査会の設置)

第7条 議長は、審査請求を受けたときは、速やかに鹿島市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該審査請求に係る事項の審査を求めなければならない。ただし、政治倫理基準及び市

との契約に対する遵守事項に違反していないことが明らかな場合並びに審査請求の内容に明らかな不備がある場合は、この限りではない。

2 審査会は、法律又は会計等当該審査に関する専門的知識を有する者4名をもって組織し、委員は議長が委嘱する。

3 審査会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 審査会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 審査会の委員の任期は、議長が委員を委嘱した日から審査の結果を議長に報告した日までとする。また、審査会の委員の再任は妨げない。

行方市

政治倫理条例(政治倫理審査会の設置等)

第6条 議長は、[前条](#)に規定する調査請求を受けたときは、行方市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、請求された事項の審査を審査会に付託する。

2 審査会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

(1) 議員 4人以内

(2) 市民 3人以内

(3) 司法及び会計に知識を有する者 3人以内

3 委員の任期は、[次条第5項](#)の規定による審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、委員が任期の途中で議員の職を失ったときは、その任期を終了する。

太宰府市

第4条 法第18条に規定する選挙権を有する市民は、議員に[第3条第1項](#)に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、本市の選挙人名簿に登録されている者50人以上の連署に、当該違反行為を証する資料を添えて、議長に審査を請求することができる。

2 議長は[前項](#)の請求がなされた場合は、請求に添えられた連署の書類を太宰府市選挙管理委員会に対し選挙人名簿に登録されているか確認を行うものとする。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、[前条](#)に規定する審査の請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、当該請求を受理した日から1月以内に議会に太宰府市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

2 審査会の委員は7人とする。

3 委員は議員のうちから議長が指名する。ただし、審査請求者及び審査対象議員は、委員となることはできない。

4 審査会の委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

5 審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は会議を総理し、審査会を代表する。

- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 議長が審査請求者及び審査対象議員であるときは、副議長が第1項及び第3項に規定する行為を行う。
- 9 議長及び副議長が審査請求者及び審査対象議員であるときは、議会運営委員会において協議し、指名した議員が第1項及び第3項に規定する行為を行う。

西宮市議会議員政治倫理条例

審査の申出と議会議員政治倫理審査会

審査の申出（条例第4条）

1. 議員

議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれた議員があるときは、議員の定数の8分の1以上の議員の連署（全署名議員が同一の会派でないこと）をもって、その代表者から議長に対し、審査を申し出ることができます。

2. 市民（議員の選挙権を有する者）

議員の選挙権を有する者は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれた議員があるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査を申し出ることができます。

以上の1、2とも、審査の申出をするときは、政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為の内容その他必要事項を記載した審査申出書にこれを証する書類等を添えて、議長に提出する必要があります。

なお、その行為のあった日から起算して4年を経過したときは、その行為に係る審査の申出をすることはできません。

また、審査の申出は、条例の施行日である令和元年10月1日より後の行為が対象となります。